資料１

我が国における今後の世界文化遺産の在り方に係る検討について

令 和 ２ 年 １ ０ 月
文化庁文化資源活用課

１．背景及び課題

○　我が国では、1992 年の世界遺産条約締結以来、23 件の遺産が世界遺産一覧表に記載（うち文化遺産 19 件）され、我が国の文化遺産の対外発信や地域活性化に貢献してきた。

○　一方、保存・活用の担い手の減少や、遺産影響評価の実施をはじめとした開発行為への対応等、保存・活用に係る様々な課題が生じていることから、世界遺産制度を取り巻く国内外の現状及び課題について整理し、我が国における世界文化遺産の「今後の在り方」について検討することが必要。

○　なお、暫定一覧表に掲載されている文化遺産は６件であることから、継続的な世界文化遺産の登録を行うための案件の追加について、必要に応じて「今後の在り方」を踏まえた検討を行うことが必要。

２．論点（案）

➢ 世界遺産一覧表に記載されることにどのような意義があるか

➢ 登録された世界文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方（下記観点を含む）
- ・登録された世界文化遺産の管理体制
- ・開発事業等への対応
- ・災害等からの復旧や防災対策
- ・地域コミュニティの重要性
- ・来訪者管理（コロナの観点も含む）
- ・地域における世界文化遺産の貢献

➢ 世界遺産一覧表の充実に向けた取組はどうあるべきか（下記観点を含む）
- ・世界遺産一覧表の多様性への貢献や持続可能な保存・活用に鑑みた推薦すべき資産の考え方
- ・国内の審査の在り方
- ・推薦書提出後の諮問機関による審査等への対応の在り方

３．スケジュール（案）

別紙１の通り。

４．検討に当たり参照しうる資料

別紙２の通り。

（別紙１）

文化審議会世界遺産部会における世界文化遺産の在り方に係る検討スケジュール（案）

令 和 ２ 年 １ ０ 月
文化庁文化資源活用課

令和２年１０月１２日　・世界文化遺産の現状について
・世界文化遺産の在り方に係る論点案

令和２年１１月　５日　・世界文化遺産の在り方について文部科学大臣より諮問

３回程度議論

令和３年　３月頃　・「世界文化遺産の在り方」取りまとめ

必要に応じて、「世界文化遺産の在り方」を踏まえ暫定一覧表見直しについて検討開始

（別紙２）

世界文化遺産の在り方に係る検討に当たり参照しうる資料

令 和 ２ 年 １ ０ 月
文化庁文化資源活用課

１．Policy Document for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the world Heritage Convention

2015 年の第 20 回世界遺産条約締約国総会において採択された、持続可能な開発の視点を世界遺産条約のプロセスに加味する方針を採択した文書。世界遺産の資産や遺産の活用により持続可能な開発に貢献することを述べている。

(https://whc.unesco.org/en/sustainabledevelopment/)

２．UNESCO Thematic Indicators for Culture in the 2030 Agenda for Sustainable Development

2019 年のユネスコ世界遺産センターの分析報告で、2030 アジェンダにおける文化をテーマとして持続可能な開発を目的としたテーマ別指標を記載している。make culture visible、provide a thematic overview、build message and advocacy、inform national and local policies and actions、understand trends and build knowledge、monitor global progress of culture in the SDGs の６つを目的としたフレームワークを設定している。

(https://whc.unesco.org/en/culture2030indicators/)

３．The Kyoto Vision

2012 年 11 月 6 日～8 日に、京都で開催された世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合にて発表された成果文書。持続可能性と世界遺産の役割、コミュニティの役割の重要性等について記載している。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/40th_gaiyo1211.html)

４．Yamato Declaration on Integrated Approaches for Safeguarding Tangible and Intangible Cultural Heritage

2004 年 10 月 20 日～23 日に、ユネスコと文化庁等が奈良県において開催した国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護―統合的アプローチをめざして」で採択された文化遺産の保護に向けた「統合的アプローチ」に関する宣言。

(https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000137634)